

4 財政指標の現状及び推移

ここまで財政収支上の各項目について現状と推移をみてきたが、財政状況をよりの確に把握するためには、各項目の動きを総合的に捉える必要がある。例えば、給付費の動きは、保険料収入や標準報酬総額の動きと併せてみる必要があるであろう。

年金数理部会では、従来より、制度の成熟度を表す年金扶養比率、総合費用率、独自給付費率、収支状況を表す収支比率、積立状況を表す積立比率の5つの財政指標を作成し、財政状況把握の一助としているところである。また、平成14年度から、年金扶養比率を補完する指標として、年金種別費用率を作成している。

(1) 財政指標の定義及び意味

○年金扶養比率

年金扶養比率は、「被保険者数」の「老齢・退年相当の老齢・退職年金受給権者数」に対する比であり、1人の老齢・退年相当の受給権者を何人の被保険者で支えているかを表す指標である。

$$\text{年金扶養比率} = \frac{\text{年度末被保険者数}}{\text{年度末老齢・退職年金受給権者数（老齢・退年相当）}}$$

年金扶養比率が高いということは、1人の老齢・退年相当の受給権者を支える被保険者数が多いことを意味する。

一般に、年金扶養比率は、年金制度の発足後しばらくは高く、やがて次第に低くなっていくという経過を辿る。最初のうちは、加入期間が長くて老齢・退年相当の扱いを受ける受給権者が被保険者に比べて少ないが、やがて時間が経つに連れ、加入期間の長い受給権者が相対的に増えてくる（溜まっていく）からである。この現象を年金制度の成熟化というが、年金扶養比率は、制度の成熟状況を人数ベースで表すものである。

また、賦課方式の考え方をとる年金制度にあつては、一般に、年金扶養比率が低いことは被保険者の負担が大きいことを、年金扶養比率が高いことは被保険者の負担が小さいことを意味する。

○総合費用率

総合費用率は、支出額のうち自前で財源を用意しなければならない分である「実質的な支出－国庫・公経済負担」を、標準報酬総額に対する百分比として捉えた指標である。

$$\text{総合費用率} = \frac{\text{実質的な支出－国庫・公経済負担}}{\text{標準報酬総額}} \times 100$$

ここで、実質的な支出とは、給付費、基礎年金拠出金などの支出項目の合計から、給付費の一部に充てられる基礎年金交付金、追加費用などの収入項目を控除して得られる額である^註。「実質的な支出－国庫・公経済負担」は、保険料・積立金・運用収入で賄う必要のある支出額、言い換えると、制度が自前で財源を用意しなくてはならない支出額である。

注 具体的な算式は用語解説「実質的な支出」の項を参照のこと。

総合費用率は、自前で財源を用意しなければならない費用の水準を標準報酬総額に対する比で捉えたもので、年金財政を把握する上で基本的なものである。

また、総合費用率は、年金扶養比率の被保険者数を被保険者の標準報酬総額に、受給権者数を「実質的な支出－国庫・公経済負担」に置き換えたものとみれば、制度の成熟状況を金額ベースで表したものと言える（ただし年金扶養比率とは逆に、制度の成熟と共に上昇する。）。

さらに総合費用率は、完全な賦課方式（積立金及びその運用収入がない）で財政運営を行う場合の保険料率に相当する。この意味で、総合費用率のことを純賦課保険料率ということもある。総合費用率と保険料率を比較すると、一般に、総合費用率が保険料率より低い場合には、保険料で当年度の費用を賄っていることを示している。一方、高い場合には、保険料を全て充てても不足する分について運用収入を充て、さらに不足する分がある場合には、積立金の取崩し等、他の方法も用いて賄っていることを示している。

なお、平成15年度より、保険料の賦課が「標準報酬月額ベース」から「総報酬ベース」に変更されている。このため、本稿では、特に断らない限り、平成14年度までは「標準報酬月額ベース」、平成15年度以降は「総報酬ベース」とした（独自給付費用率、基礎年金費用率、年金種別費用率も同様）。また、自営業者等を対象とする国民年金については、報酬概念がないことから総合費用率は作成されない。

○独自給付費用率、基礎年金費用率

総合費用率の計算式における分子「実質的な支出－国庫・公経済負担」を、基礎年金以外に関する支出（以下、独自給付に関する支出という）と基礎年金に関する支出に分けて考えてみる。

$$\begin{aligned} \text{独自給付に関する支出} &= \text{実質的な支出} - \text{国庫・公経済負担} \\ &\quad - \text{基礎年金拠出金（国庫・公経済負担分除く）} \text{注} \end{aligned}$$

$$\text{基礎年金に関する支出} = \text{基礎年金拠出金（国庫・公経済負担分除く）} \text{注}$$

注 基礎年金拠出金（国庫・公経済負担分除く）としているのは、国庫・公経済負担の中に基礎年金拠出金に係る国庫・公経済負担分が含まれているからである。

これらを、標準報酬総額に対する百分比として捉えた指標を、それぞれ独自給付費用率、基礎年金費用率という。

$$\text{独自給付費用率} = \frac{\text{実質的な支出} - \text{国庫・公経済負担} - \text{基礎年金拠出金} \left(\begin{array}{l} \text{国庫・公経済} \\ \text{負担分除く} \end{array} \right)}{\text{標準報酬総額}} \times 100$$

$$\text{基礎年金費用率} = \frac{\text{基礎年金拠出金（国庫・公経済負担分除く）}}{\text{標準報酬総額}} \times 100$$

これらは、自前で用意しなければならない費用のうち、独自給付にかかる費用、基礎年金にかかる費用を、標準報酬総額に対する比で捉えたものである。

なお、定義より

$$\text{総合費用率} = \text{独自給付費用率} + \text{基礎年金費用率}$$

が成り立つ。

○収支比率

収支比率は、支出額のうち自前で財源を用意しなければならない分である「実質的な支出－国庫・公経済負担」を「保険料収入＋運用収入」に対する百分比で捉えた指標である。

$$\text{収支比率} = \frac{\text{実質的な支出} - \text{国庫・公経済負担}}{\text{保険料収入} + \text{運用収入}} \times 100$$

収支比率が100%以下なら、自前で財源を用意しなければならない分を保険料収入と運用収入で賄えているが、100%を超えると、積立金の取崩し等、他の方法が必要な状況にある。

○積立比率

積立比率は、積立金が、支出額のうち自前で財源を用意しなければならない分の何年分に相当するかを表す指標であり、前年度末積立金の当該年度の「実質的な支出－国庫・公経済負担」に対する比である。

$$\text{積立比率} = \frac{\text{前年度末積立金}}{\text{実質的な支出－国庫・公経済負担}}$$

なお、積立比率に似た概念として、積立度合がある。積立度合は、前年度末に保有する積立金が、国庫・公経済負担や追加費用を含めた実質的な支出総額（＝実質的な支出＋追加費用）の何年分に相当しているかを表す指標であり、前年度末に保有する積立金が、実質的な支出のうち、保険料拠出によって賄う部分（国庫・公経済負担を除いた部分）の何年分に相当しているかを表す積立比率とは異なる。

$$\begin{aligned} \text{積立度合} &= \frac{\text{前年度末積立金}}{\text{実質的な支出} + \text{追加費用}} \\ &= \frac{\text{(積立比率の分子)}}{\text{(積立比率の分母)} + \text{国庫・公経済負担} + \text{追加費用}} \end{aligned}$$

積立比率は、積立金の水準を負担面から見る指標であるのに対し、積立度合は、積立金の水準を給付面から見る指標であると言える。本稿では、財政状況をみるという観点から、「法律によって手当てされることが定められている国庫・公経済負担や追加費用の影響を除き、その制度が自前で財源を調達している費用と比べて、どの程度積立金をもっているか」を示す積立比率で分析を行っている。

○年金種別費用率

前述の年金扶養比率は、人数を基準として成熟の度合を示す指標であり、その分子には「老齢・退年相当の受給権者数」を用いている。しかしながら、年金制度には、他にも通老・通退相当や遺族年金、障害年金があり、それらを受給している人数は年金扶養比率には反映されていない。このため、年金扶養比率を補完する指標として、次の年金種別費用率（老齢費用率、障害費用率、遺族費用率）を作成し、年金扶養比率をみる際にあわせて評価している。

$$\text{老齢費用率} = \frac{\text{「実質的な支出－国庫・公経済負担」のうち老齢給付に相当する額}}{\text{標準報酬総額}} \times 100$$

$$\text{障害費用率} = \frac{\text{「実質的な支出－国庫・公経済負担」のうち障害給付に相当する額}}{\text{標準報酬総額}} \times 100$$

$$\text{遺族費用率} = \frac{\text{「実質的な支出－国庫・公経済負担」のうち遺族給付に相当する額}}{\text{標準報酬総額}} \times 100$$

注 「実質的な支出－国庫・公経済負担」のうち拠出金に相当する分については、老齢給付に相当する額、障害給付に相当する額、遺族給付に相当する額のいずれにも含まれない。

年金種別費用率は、支出額のうち自前で財源を用意しなければならない分である「実質的な支出－国庫・公経済負担」のうち、各年金種別の給付（老齢給付、障害給付、遺族給付）に相当する額を、標準報酬総額に対する百分比として捉えた指標である。

なお、総合費用率と年金種別費用率には、以下のような関係がある。

総合費用率

＝ 老齢費用率 ＋ 障害費用率 ＋ 遺族費用率 ＋ その他（拠出金）の費用率

(2) 年金扶養比率 ー高い私学共済、低い国共済、地共済。各制度とも低下ー

平成19年度末の年金扶養比率は、私学共済が4.67で最も高く、次いで厚生年金2.74、地共済1.79、国共済1.62の順となっている。また、国民年金については、分子に第1～3号被保険者数、分母に老齢基礎年金等受給権者数を用いて算出すると2.67である（図表2-4-1）。

年金扶養比率の高い私学共済は、成熟が厚生年金などに比べて進んでいない制度、逆に年金扶養比率の低い国共済、地共済は成熟が進んでいる制度といえる。

図表2-4-1 年金扶養比率 ー平成19年度末ー

区分	厚生年金	国共済	地共済	私学共済	国民年金
	千人	千人	千人	千人	千人
被保険者数	34,570	1,058	2,992	464.0	69,352
老齢・退年相当	12,596	653	1,673	99.4	26,008
年金扶養比率	2.74	1.62	1.79	4.67	2.67

注1 国民年金については、分子を第1～3号被保険者数、分母を老齢基礎年金等受給権者数として算出した。

注2 保険に係る年金扶養比率は、国共済が2.07、地共済が2.26である。
 なお、保険に係る年金扶養比率とは、制度発足前の恩給公務員期間等を引き継いだことによる影響を除いて保険制度としての年金扶養比率をみるため、年金扶養比率を、支出額から追加費用を控除した額の支出額に対する割合で除した換算値である。

一般に年金扶養比率が低いことは、賦課方式の制度にあつては被保険者の負担が大きいことを意味する。国共済と地共済の年金扶養比率が低いのは、制度発足前の恩給公務員期間等が加入期間とみなされるため、年金扶養比率の分母が多くなっていることが一因と思われる。しかし、国共済と地共済の場合、制度発足前の恩給公務員期間等に係る分が全額事業主（国又は地方公共団体等）負担であつて、保険料負担となっていないことから、他制度に比べて負担が大きいとは必ずしもいえない。

年金扶養比率の推移をみると（図表2-4-2、2-4-3）、各制度とも一貫して低下してきている。特に私学共済で低下幅が大きく、被保険者の適用拡大により被保険者数が大きく増加した平成14年度を除き、毎年度0.2ポイント以上低下する状況であった。17年度、18年度は低下幅が小さかったものの、19年度は0.21ポイント低下している。厚生年金も比較的低下幅が大きく、毎年度概ね0.2ポイント前後の低下という状況であったが、平成16年度以降は被保険者数が増加した影響で、0.1ポイント以下の低下に留まっている。一方、国共済や地共済では、毎年度0.1ポイント以下の低下となつており、低下幅が小さい。

図表 2-4-2 年金扶養比率の推移

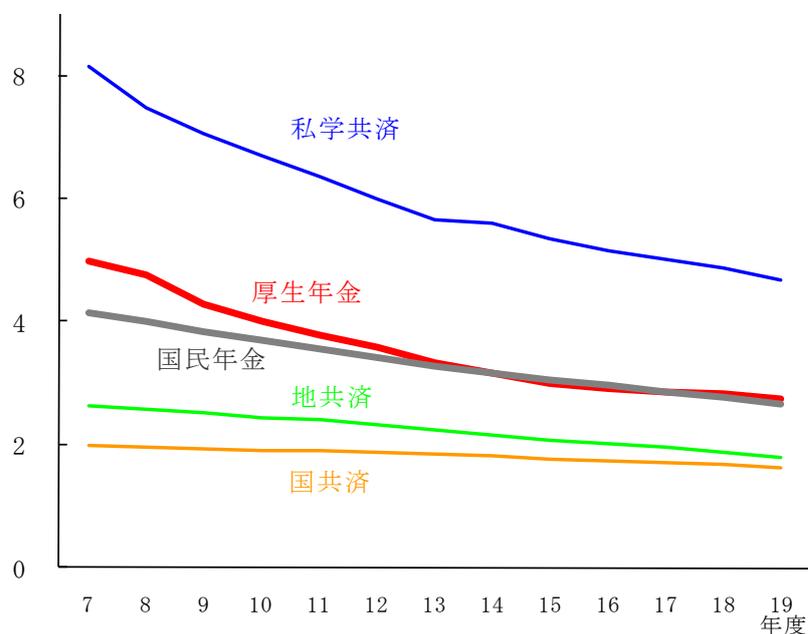
年度末	厚生年金	国共済	地共済	私学共済	国民年金
平成					
7	4.98	1.99	2.64	8.15	4.15
8	4.76	1.97	2.59	7.47	4.00
9	4.28	1.95	2.52	7.06	3.83
10	4.01	1.92	2.45	6.70	3.69
11	3.79	1.91	2.40	6.36	3.57
12	3.57	1.89	2.32	5.98	3.43
13	3.33	1.85	2.24	5.65	3.29
14	3.17	1.81	2.16	5.60	3.16
15	3.00	1.76	2.09	5.34	3.05
16	2.91	1.73	2.00	5.14	2.96
17	2.87	1.71	1.95	5.02	2.87
18	2.82	1.68	1.89	4.88	2.77
19	2.74	1.62	1.79	4.67	2.67

対前年度増減差

8	△ 0.22	△ 0.02	△ 0.05	△ 0.67	△ 0.15
9	△ 0.48	△ 0.02	△ 0.07	△ 0.41	△ 0.17
10	△ 0.27	△ 0.03	△ 0.07	△ 0.37	△ 0.13
11	△ 0.23	△ 0.01	△ 0.05	△ 0.34	△ 0.12
12	△ 0.21	△ 0.02	△ 0.07	△ 0.37	△ 0.14
13	△ 0.24	△ 0.04	△ 0.09	△ 0.33	△ 0.13
14	△ 0.16	△ 0.04	△ 0.07	△ 0.05	△ 0.13
15	△ 0.16	△ 0.05	△ 0.08	△ 0.26	△ 0.11
16	△ 0.10	△ 0.03	△ 0.08	△ 0.21	△ 0.09
17	△ 0.04	△ 0.02	△ 0.06	△ 0.12	△ 0.09
18	△ 0.05	△ 0.02	△ 0.06	△ 0.14	△ 0.10
19	△ 0.08	△ 0.06	△ 0.10	△ 0.21	△ 0.10

注 国民年金については、分子を第1～3号被保険者数、分母を老齢基礎年金等受給権者数として算出した。

図表 2-4-3 年金扶養比率の推移



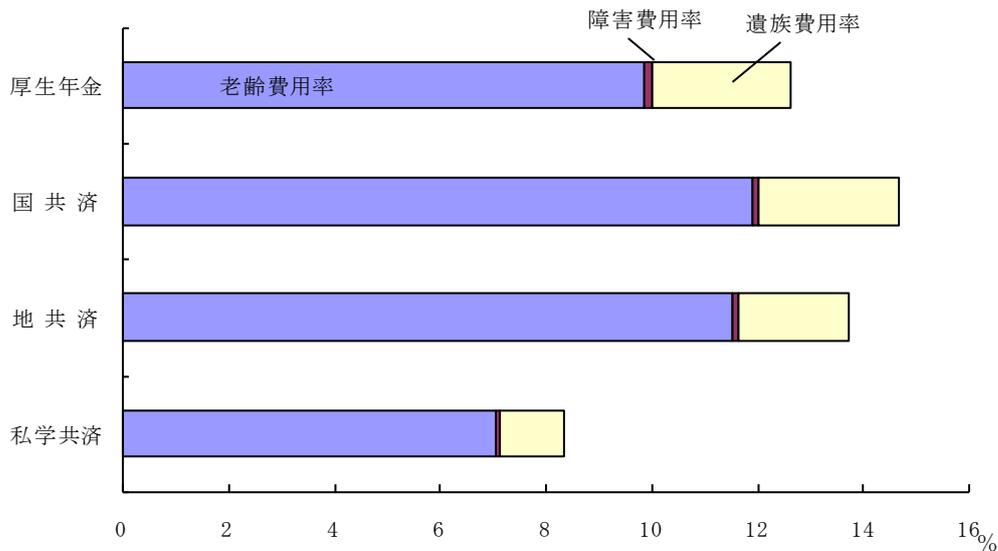
平成19年度の年金種別費用率をみると（図表2-4-4、2-4-5）、厚生年金の老齢費用率、障害費用率、遺族費用率は、それぞれ9.9%、0.1%、2.6%、国共済は11.9%、0.1%、2.6%、地共済は11.5%、0.1%、2.1%、私学共済は7.1%、0.1%、1.2%となっている。

図表2-4-4 年金種別費用率 —平成19年度—

区分	厚生年金	国共済	地共済	私学共済
	%	%	%	%
老齢費用率	9.9	11.9	11.5	7.1
障害費用率	0.1	0.1	0.1	0.1
遺族費用率	2.6	2.6	2.1	1.2
(参考：総合費用率)	17.8	18.7	17.6	12.4

注 厚生年金は決算ベースであり、厚生年金基金による代行分を含まない。

図表2-4-5 年金種別費用率 —平成19年度—



各制度の年金種別費用率の推移は、図表2-4-6のとおりである。

また、年金種別費用率の総合費用率に対する構成割合の推移をみたものが、図表2-4-7である。老齢費用率の構成割合をみると、ここ数年は厚生年金で減少する傾向となっている。なお、総合費用率は、老齢費用率、障害費用率、遺族費用率、その他（拠出金）の費用率に分解されるため、年金種別費用率の構成割合は、その他の費用率の影響を受けることに留意する必要がある。

図表 2-4-6 年金種別費用率の推移

年度	厚生年金			国共済		
	老齢費用率	障害費用率	遺族費用率	老齢費用率	障害費用率	遺族費用率
平成	%	%	%	%	%	%
14	<11.5>	<0.2>	<2.8>	<14.5>	<0.1>	<2.9>
15	10.0	0.2	2.4	11.3	0.1	2.3
16	<12.0>	<0.2>	<2.9>	<15.1>	<0.2>	<3.1>
17	10.2	0.2	2.5	10.8	0.1	2.2
18	<12.2>	<0.3>	<2.9>	<14.5>	<0.1>	<3.0>
19	10.2	0.2	2.5	10.5	0.1	2.2
	<12.2>	<0.2>	<3.0>	<14.0>	<0.1>	<3.0>
	10.0	0.2	2.6	11.1	0.1	2.5
	<12.0>	<0.2>	<3.1>	<14.9>	<0.2>	<3.3>
	9.9	0.1	2.6	11.9	0.1	2.6
	<11.8>	<0.2>	<3.1>	<15.9>	<0.2>	<3.5>
年度	地共済			私学共済		
	老齢費用率	障害費用率	遺族費用率	老齢費用率	障害費用率	遺族費用率
平成	%	%	%	%	%	%
14	<11.6>	<0.1>	<1.8>	<8.3>	<0.1>	<1.4>
15	9.6	0.1	1.5	6.3	0.1	1.1
16	<12.7>	<0.1>	<2.0>	<8.5>	<0.1>	<1.5>
17	10.0	0.1	1.6	6.5	0.1	1.1
18	<13.3>	<0.1>	<2.1>	<8.8>	<0.1>	<1.5>
19	10.4	0.1	1.8	6.7	0.1	1.2
	<13.9>	<0.1>	<2.4>	<8.9>	<0.1>	<1.6>
	11.0	0.1	2.0	6.9	0.1	1.2
	<14.6>	<0.2>	<2.6>	<9.2>	<0.1>	<1.6>
	11.5	0.1	2.1	7.1	0.1	1.2
	<15.4>	<0.2>	<2.8>	<9.3>	<0.1>	<1.6>

注1 平成15年度以降は「総報酬ベース」の数値である。また、<>内は「標準報酬月額ベース」の数値である。

注2 厚生年金は決算ベースであり、厚生年金基金による代行分を含まない。

図表 2-4-7 年金種別費用率の総合費用率に対する構成割合の推移

年度	厚生年金			国共済		
	老齢費用率	障害費用率	遺族費用率	老齢費用率	障害費用率	遺族費用率
平成	%	%	%	%	%	%
14	58.1	1.0	13.9	65.4	0.7	13.0
15	58.0	0.9	13.8	64.9	0.7	13.1
16	57.5	0.9	14.1	63.1	0.6	13.0
17	57.1	0.9	14.3	62.6	0.6	13.4
18	56.3	0.8	14.5	63.3	0.6	14.0
19	55.4	0.8	14.7	63.6	0.6	14.1
年度	地共済			私学共済		
	老齢費用率	障害費用率	遺族費用率	老齢費用率	障害費用率	遺族費用率
平成	%	%	%	%	%	%
14	66.3	0.7	10.4	58.1	0.6	10.2
15	66.7	0.7	10.5	56.1	0.6	9.8
16	64.6	0.7	10.4	56.6	0.6	9.9
17	64.1	0.7	11.1	56.8	0.6	10.0
18	65.2	0.7	11.6	57.3	0.6	10.1
19	65.5	0.7	11.9	57.0	0.6	10.0

注 厚生年金は決算ベースであり、厚生年金基金による代行分を含まない。

(3) 総合費用率

平成19年度の総合費用率は、国共済が最も高く18.7%、次いで厚生年金17.8%、地共済17.6%、私学共済12.4%の順となっている（図表2-4-8、2-4-9）。

なお、平成15年度から総報酬制が導入され、「報酬」の中に賞与も含まれるようになったため、標準報酬総額が使われる総合費用率、独自給付費用率等は、平成15年度前と以後とでは接続しないことに留意する必要がある。本稿では、過去との比較のため、参考として平成15年度以降の標準報酬月額ベースでの率も併記している。

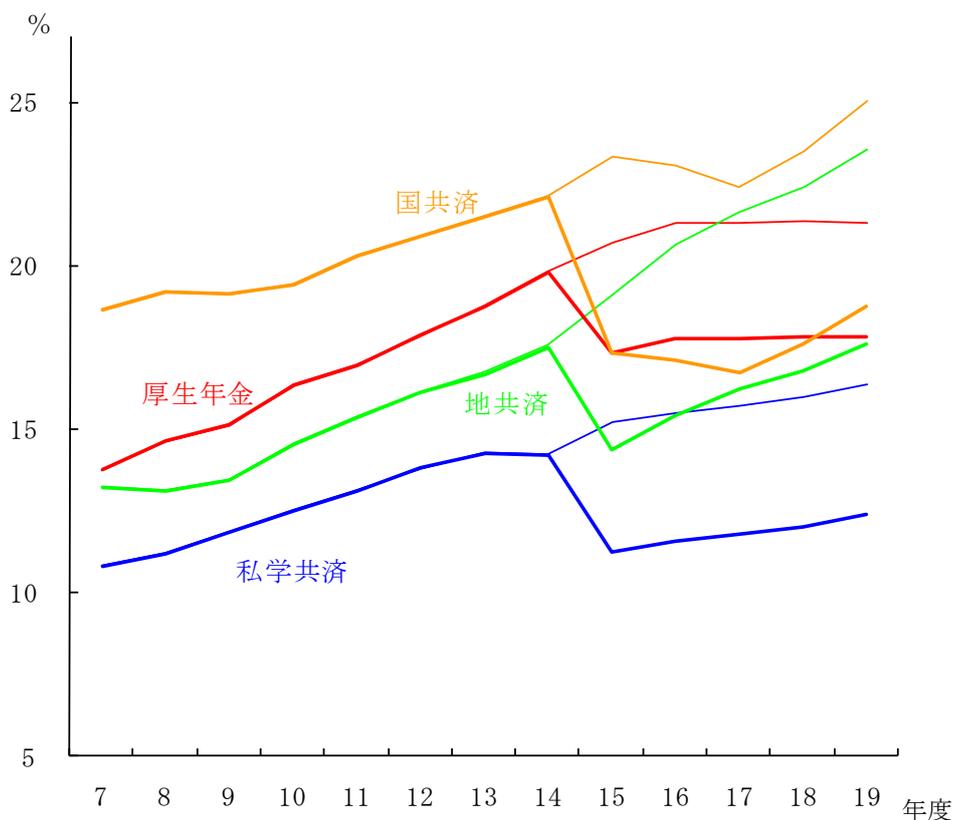
図表2-4-8 総合費用率の推移

年度	厚生年金	国共済	地共済	私学共済
平成	%	%	%	%
7	<13.7>	<18.7>	<13.2>	<10.8>
8	<14.6>	<19.2>	<13.1>	<11.2>
9	<15.1>	<19.1>	<13.5>	<11.8>
10	<16.3>	<19.5>	<14.5>	<12.5>
11	<17.0>	<20.3>	<15.4>	<13.1>
12	<17.9>	<20.9>	<16.1>	<13.8>
13	<18.8>	<21.5>	<16.7>	<14.3>
14	<19.8>	<22.1>	<17.5>	<14.2>
15	17.3 <20.7>	17.4 <23.3>	14.4 <19.1>	11.3 <15.2>
16	17.8 <21.3>	17.1 <23.0>	15.4 <20.6>	11.5 <15.5>
17	17.8 <21.3>	16.7 <22.4>	16.2 <21.6>	11.8 <15.7>
18	17.8 <21.3>	17.6 <23.5>	16.8 <22.4>	12.0 <16.0>
19	17.8 <21.3>	18.7 <25.1>	17.6 <23.5>	12.4 <16.4>
対前年度増減差				
8	<0.9>	<0.5>	<△0.1>	<0.4>
9	<0.5>	<△0.1>	<0.4>	<0.7>
10	<1.2>	<0.3>	<1.1>	<0.7>
11	<0.6>	<0.9>	<0.8>	<0.6>
12	<0.9>	<0.6>	<0.8>	<0.7>
13	<0.9>	<0.6>	<0.6>	<0.5>
14	<1.0>	<0.6>	<0.8>	<△0.1>
15
16	<0.9>	<1.2>	<1.6>	<1.0>
17	0.5 <0.6>	△ 0.2 <△0.3>	1.1 <1.5>	0.3 <0.3>
18	0.0 <0.0>	△ 0.4 <△0.6>	0.8 <1.0>	0.2 <0.3>
19	0.0 <0.1>	0.9 <1.1>	0.6 <0.8>	0.2 <0.2>
19	△ 0.0 <△0.0>	1.2 <1.5>	0.8 <1.2>	0.4 <0.4>

注1 < >は標準報酬月額ベースである。

注2 厚生年金は決算ベースであり、厚生年金基金による代行分を含まない。図表3-3-4参照。

図表 2-4-9 総合費用率の推移



注 細線は標準報酬月額ベースである。

総合費用率の推移をみると、国共済、地共済、私学共済では概ね上昇傾向にある一方で、厚生年金は近年横ばいとなっている。

制度別に詳しくみると、厚生年金の総合費用率は、標準報酬月額ベースで平成7年度の13.7%から平成16年度の21.3%（総報酬ベースでは17.8%）まで、9年間で7.6ポイントと大きく上昇した後、横ばいとなっている。また、私学共済では、被保険者の適用拡大の影響で標準報酬総額が大きく伸びた平成14年度を除き、上昇傾向が続いている。

国共済の総合費用率は、平成15年度まで上昇傾向にあり高い水準で推移してきたが、平成16年度、17年度と2年連続で低下し、18年度以降は再び上昇している。この2年連続の低下の要因は、平成16年度から国共済と地共済の財政単位の一元化に伴う財政調整拠出金制度が導入され、地共済から国共済へ財政調整拠出金が拠出されている（16年度は1年度分の2分の1に相当する額、17年度以降は1年度分）ことにある。この財政調整拠出金により国共済の実質的な支出の規模が縮小し、総

合費用率が低く抑えられており、財政調整の影響を除けば上昇傾向が続いていると考えられる。一方、地共済の総合費用率は、財政調整拠出金の拠出により若干高めになっているほか、ここ数年標準報酬総額の減少幅が大きくなっており、総合費用率の上昇に寄与している。

総合費用率の上昇は、主に分子の「実質的な支出－国庫・公経済負担」が増加する一方で、分母の標準報酬総額が減少する、又は増加しても分子ほど増加しないことによる（図表 2-4-10）。

分子の「実質的な支出－国庫・公経済負担」の推移をみると、財政調整拠出金収入の影響等で国共済が平成 16 年度、17 年度に減少している以外は、各制度とも年々増加を続けている。平成 19 年度の対前年度増減率をみると、厚生年金 2.1%増、国共済 5.8%増、地共済 2.7%増、私学共済 4.0%増となっており、国共済での増加が大きい。これに対し、分母の標準報酬総額は、厚生年金 2.1%増、国共済 0.7%減、地共済 2.2%減、私学共済 1.1%増となっており、国共済、地共済で減少している。その結果、平成 19 年度の総合費用率は、国共済が 1.2 ポイント、地共済が 0.8 ポイント、私学共済が 0.4 ポイント上昇し、厚生年金が横ばいとなった。

図表 2-4-10 総合費用率、独自給付費用率の分子、分母

年度	厚生年金	国共済	地共済	私学共済	対前年度増減率			
					厚生年金	国共済	地共済	私学共済
	億円	億円	億円	億円	%	%	%	%
A 実質的な支出－国庫・公経済負担（総合費用率の分子）								
7	167,090	9,411	22,208	1,774				
8	180,857	9,848	22,486	1,870	8.2	4.6	1.3	5.4
9	193,579	9,926	23,479	2,012	7.0	0.8	4.4	7.6
10	208,061	10,187	25,640	2,164	7.5	2.6	9.2	7.6
11	211,624	10,739	27,287	2,296	1.7	5.4	6.4	6.1
12	221,574	11,350	28,470	2,454	4.7	5.7	4.3	6.9
13	231,240	11,759	29,479	2,570	4.4	3.6	3.5	4.7
14	244,147	11,960	30,775	2,700	5.6	1.7	4.4	5.1
15	252,364	12,334	32,763	2,936	3.4	3.1	6.5	8.7
16	260,875	12,118	34,843	3,033	3.4	△1.8	6.3	3.3
17	264,486	11,822	36,147	3,125	1.4	△2.4	3.7	3.0
18	270,344	12,376	36,743	3,226	2.2	4.7	1.7	3.3
19	276,014	13,092	37,720	3,356	2.1	5.8	2.7	4.0
B 実質的な支出－国庫・公経済負担－基礎年金拠出金(国庫・公経済負担分除く)（独自給付費用率の分子）								
7	120,321	7,662	17,307	1,232				
8	131,444	8,026	17,334	1,305	9.2	4.7	0.2	5.9
9	142,131	8,027	18,132	1,426	8.1	0.0	4.6	9.3
10	152,632	8,137	19,935	1,542	7.4	1.4	9.9	8.1
11	152,801	8,547	21,191	1,627	0.1	5.0	6.3	5.5
12	160,726	8,994	22,002	1,719	5.2	5.2	3.8	5.7
13	169,208	9,354	22,905	1,812	5.3	4.0	4.1	5.4
14	178,173	9,480	24,037	1,911	5.3	1.4	4.9	5.4
15	183,707	9,736	25,725	2,093	3.1	2.7	7.0	9.5
16	189,165	9,331	27,374	2,101	3.0	△4.2	6.4	0.4
17	191,240	9,094	28,868	2,181	1.1	△2.5	5.5	3.8
18	193,616	9,669	29,583	2,271	1.2	6.3	2.5	4.1
19	195,680	10,282	30,303	2,343	1.1	6.3	2.4	3.1
C 基礎年金拠出金(国庫・公経済負担分除く)								
7	46,770	1,749	4,901	542				
8	49,413	1,822	5,152	565	5.7	4.1	5.1	4.2
9	51,449	1,898	5,347	586	4.1	4.2	3.8	3.8
10	55,430	2,050	5,705	623	7.7	8.0	6.7	6.2
11	58,823	2,192	6,096	669	6.1	7.0	6.9	7.5
12	60,848	2,356	6,469	735	3.4	7.5	6.1	9.9
13	62,032	2,405	6,574	758	1.9	2.1	1.6	3.1
14	65,974	2,479	6,738	789	6.4	3.1	2.5	4.2
15	68,657	2,599	7,038	842	4.1	4.8	4.4	6.7
16	71,710	2,787	7,469	932	4.4	7.2	6.1	10.6
17	73,246	2,728	7,278	943	2.1	△2.1	△2.6	1.3
18	76,728	2,707	7,160	955	4.8	△0.8	△1.6	1.2
19	80,334	2,810	7,417	1,013	4.7	3.8	3.6	6.1
D 標準報酬総額（総合費用率・独自給付費用率の分母）								
7	<1,215,248>	<50,431>	<168,207>	<16,431>				
8	<1,235,867>	<51,314>	<171,635>	<16,745>	<1.7>	<1.8>	<2.0>	<1.9>
9	<1,281,286>	<51,893>	<174,521>	<17,004>	<3.7>	<1.1>	<1.7>	<1.5>
10	<1,272,631>	<52,368>	<176,293>	<17,279>	<△0.7>	<0.9>	<1.0>	<1.6>
11	<1,247,826>	<52,854>	<177,712>	<17,500>	<△1.9>	<0.9>	<0.8>	<1.3>
12	<1,240,660>	<54,319>	<176,426>	<17,777>	<△0.6>	<2.8>	<△0.7>	<1.6>
13	<1,231,930>	<54,583>	<176,435>	<18,016>	<△0.7>	<0.5>	<0.0>	<1.3>
14	<1,233,692>	<54,065>	<175,486>	<19,005>	<0.1>	<△1.0>	<△0.5>	<5.5>
15	1,458,725	71,088	228,236	26,076	…	…	…	…
	<1,219,199>	<52,860>	<171,616>	<19,275>	<△1.2>	<△2.2>	<△2.2>	<1.4>
16	1,468,506	70,717	225,979	26,263	0.7	△0.5	△1.0	0.7
	<1,226,226>	<52,582>	<169,031>	<19,572>	<0.6>	<△0.5>	<△1.5>	<1.5>
17	1,487,083	70,654	222,616	26,495	1.3	△0.1	△1.5	0.9
	<1,242,451>	<52,733>	<167,237>	<19,845>	<1.3>	<0.3>	<△1.1>	<1.4>
18	1,516,357	70,337	218,829	26,827	2.0	△0.4	△1.7	1.3
	<1,266,562>	<52,631>	<164,165>	<20,189>	<1.9>	<△0.2>	<△1.8>	<1.7>
19	1,548,385	69,827	213,998	27,109	2.1	△0.7	△2.2	1.1
	<1,295,378>	<52,262>	<160,286>	<20,486>	<2.3>	<△0.7>	<△2.4>	<1.5>

注1 厚生年金の平成8年度以前は旧三共済を、平成13年度以前は旧農林年金を含まない。

注2 地共済の標準報酬総額及び1人当たり標準報酬額は、総報酬ベース若しくは標準報酬月額ベースに換算した場合の額である。

注3 <>は、標準報酬月額ベースの値である。

前述のように、総合費用率は、完全な賦課方式（積立金及びその運用収入がない）で財政運営を行う場合の保険料率に相当する。

総合費用率と保険料率の推移をみると（図表 2-4-11）、平成 19 年度では各制度とも総合費用率が保険料率より高い状況であり、当年度の費用を賄うのに、保険料に加え運用収入等を充てている状況である。

なお、厚生年金の総合費用率は決算ベースであり、厚生年金基金による代行分を含んでいないことに留意する必要がある。

図表 2-4-11 総合費用率と保険料率の推移

年度	厚生年金		国共済		地共済		私学共済	
	総合費用率	保険料率	総合費用率	保険料率	総合費用率	保険料率	総合費用率	保険料率
平成	%	%	%	%	%	%	%	%
7	<13.7>	16.5	<18.7>	17.44	<13.2>	15.84	<10.8>	12.8
8	<14.6>	17.35	<19.2>	18.39	<13.1>	16.56	<11.2>	12.8
9	<15.1>	17.35	<19.1>	18.39	<13.5>	16.56	<11.8>	13.3
10	<16.3>	17.35	<19.5>	18.39	<14.5>	16.56	<12.5>	13.3
11	<17.0>	17.35	<20.3>	18.39	<15.4>	16.56	<13.1>	13.3
12	<17.9>	17.35	<20.9>	18.39	<16.1>	16.56	<13.8>	13.3
13	<18.8>	17.35	<21.5>	18.39	<16.7>	16.56	<14.3>	13.3
14	<19.8>	17.35	<22.1>	18.39	<17.5>	16.56	<14.2>	13.3
15	17.3	13.58	17.4	14.38	14.4	12.96	11.3	10.46
16	17.8	13.934	17.1	14.509	15.4	13.384	11.5	10.46
17	17.8	14.288	16.7	14.638	16.2	13.738	11.8	10.814
18	17.8	14.642	17.6	14.767	16.8	14.092	12.0	11.168
19	17.8	14.996	18.7	14.896	17.6	14.446	12.4	11.522

注1 総合費用率欄の<>は標準報酬月額ベースである。

注2 厚生年金の総合費用率は決算ベースであり、厚生年金基金による代行分を含まない。

注3 保険料率は、平成14年度以前は標準報酬月額ベース、平成15年度以降は総報酬ベースの数値であり、本人負担分の2倍を掲げた。また、年度の途中で保険料率が引き上げられた場合には、引上げ後の保険料率を掲げた。

注4 厚生年金の被保険者のうち、坑内員及び船員の保険料率、日本鉄道、日本電信電話及び日本たばこ産業の各旧共済組合の適用法人及び指定法人であった適用事業所に使用される被保険者に係る保険料率、農林漁業団体等の適用事業所に使用される被保険者に係る保険料率については、図表2-1-5に掲げる率である。

（厚生年金相当部分に係る総合費用率）

共済年金には、厚生年金にない「職域部分」があるため、制度間で総合費用率を比較する際には、同じ給付条件にした場合で比較することも必要である。このため、各共済について、職域部分を除いた「厚生年金相当部分」に係る総合費用率をみると（図表 2-4-12、図表 2-4-13）、平成 19 年度では、厚生年金（実績推計）の 18.6% に比べ、国共済は 1.1 ポイント、地共済は 2.6 ポイント、私学共済は 7.1 ポイントそれぞれ低くなっている。これは、国共済、地共済については、厚生年金に比べ 1 人当たり標準報酬額が高いことが、私学共済については、厚生年金に比べ年金扶養比率が高い（換言すると、成熟が進んでいない）ことなどが要因であると考えられる。

図表 2-4-12 厚生年金相当部分に係る総合費用率の推移

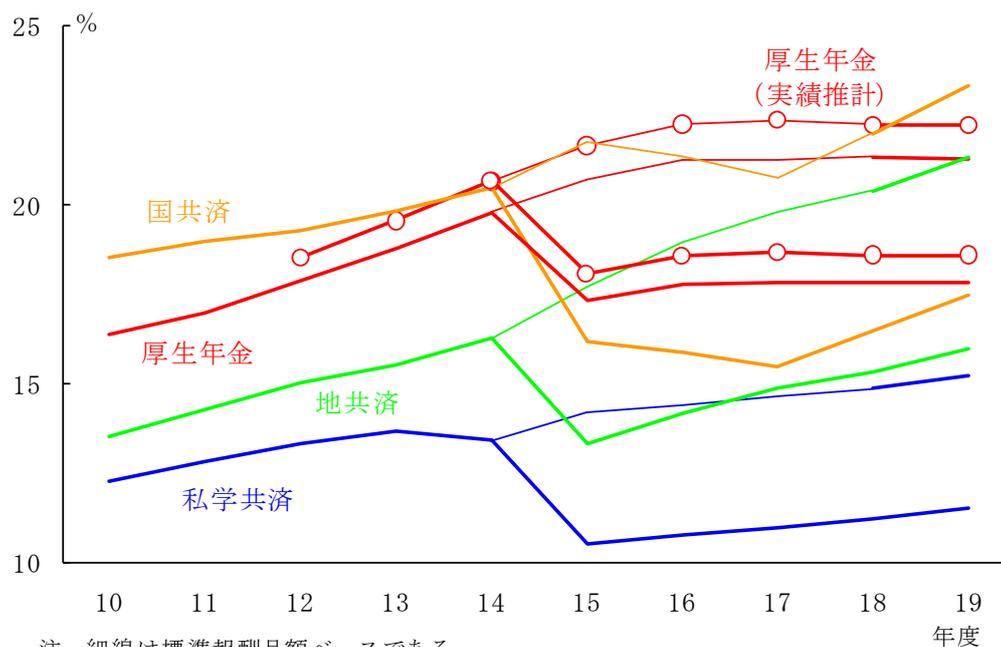
年度	国共済	地共済	私学共済	厚生年金	
	実績 (推計)	実績 (推計)	実績 (推計)	実績	実績 推計
平成	%	%	%	%	%
10	<18.5>	<13.5>	<12.3>	<16.3>	
11	<19.0>	<14.2>	<12.8>	<17.0>	
12	<19.2>	<15.0>	<13.4>	<17.9>	<18.5>
13	<19.8>	<15.5>	<13.7>	<18.8>	<19.6>
14	<20.5>	<16.3>	<13.4>	<19.8>	<20.7>
15	16.2	13.3	10.5	17.3	18.1
	<21.7>	<17.7>	<14.2>	<20.7>	<21.7>
16	15.9	14.2	10.7	17.8	18.6
	<21.4>	<18.9>	<14.4>	<21.3>	<22.3>
17	15.5	14.9	11.0	17.8	18.7
	<20.8>	<19.8>	<14.7>	<21.3>	<22.4>
18	16.5	15.3	11.2	17.8	18.6
	<22.0>	<20.4>	<14.9>	<21.3>	<22.3>
19	17.5	16.0	11.5	17.8	18.6
	<23.4>	<21.3>	<15.2>	<21.3>	<22.2>

注1 厚生年金の実績推計については、用語解説「厚生年金の実績推計」の項を参照のこと。

注2 <>は標準報酬月額ベースの値である。

注3 ここでは、①職域部分を除いた給付費として、旧法(昭和60年改正前)共済年金については一定割合を乗じることによって算出した額を、新法共済年金については年度末の決定年金額を用い、②国庫負担、追加費用は給付費按分で推計した額を用いて算出している。

図表 2-4-13 厚生年金相当部分に係る総合費用率の推移



(4) 独自給付費用率、基礎年金費用率

平成19年度の独自給付費用率は、厚生年金が12.6%、国共済が14.7%、地共済が14.2%と10%を超える率となっている一方で、私学共済は8.6%と低くなっている（図表2-4-14、2-4-15）。

図表2-4-14 独自給付費用率の推移

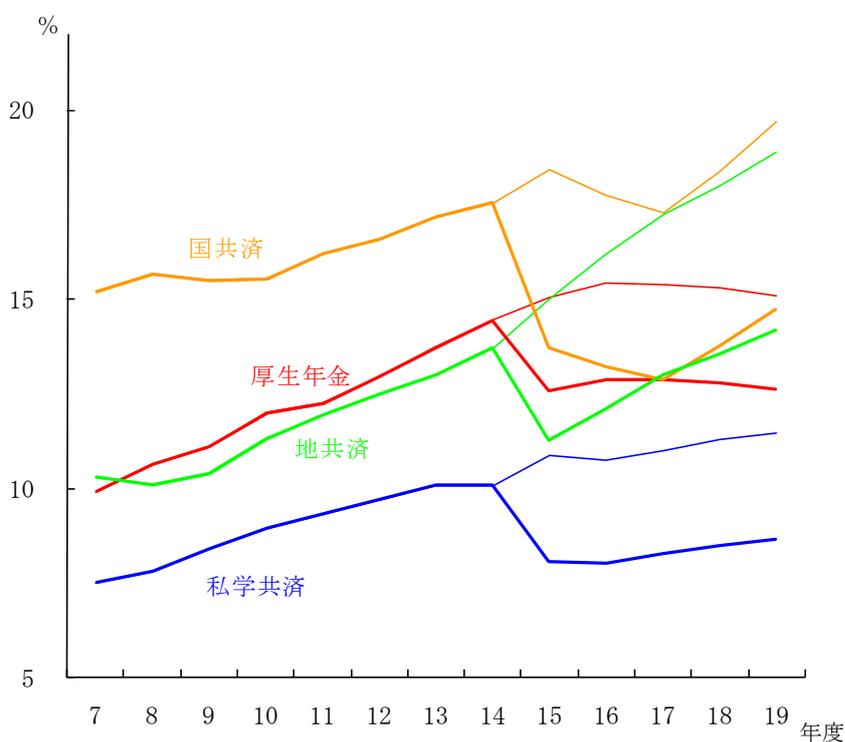
年度	厚生年金	国共済	地共済	私学共済
平成	%	%	%	%
7	<9.9>	<15.2>	<10.3>	<7.5>
8	<10.6>	<15.6>	<10.1>	<7.8>
9	<11.1>	<15.5>	<10.4>	<8.4>
10	<12.0>	<15.5>	<11.3>	<8.9>
11	<12.2>	<16.2>	<11.9>	<9.3>
12	<13.0>	<16.6>	<12.5>	<9.7>
13	<13.7>	<17.1>	<13.0>	<10.1>
14	<14.4>	<17.5>	<13.7>	<10.1>
15	12.6 <15.1>	13.7 <18.4>	11.3 <15.0>	8.0 <10.9>
16	12.9 <15.4>	13.2 <17.7>	12.1 <16.2>	8.0 <10.7>
17	12.9 <15.4>	12.9 <17.2>	13.0 <17.3>	8.2 <11.0>
18	12.8 <15.3>	13.7 <18.4>	13.5 <18.0>	8.5 <11.3>
19	12.6 <15.1>	14.7 <19.7>	14.2 <18.9>	8.6 <11.4>
対前年度増減差				
8	<0.7>	<0.4>	<△0.2>	<0.3>
9	<0.5>	<△0.2>	<0.3>	<0.6>
10	<0.9>	<0.1>	<0.9>	<0.5>
11	<0.3>	<0.6>	<0.6>	<0.4>
12	<0.7>	<0.4>	<0.5>	<0.4>
13	<0.8>	<0.6>	<0.5>	<0.4>
14	<0.7>	<0.4>	<0.7>	<△0.0>
15
	<0.6>	<0.9>	<1.3>	<0.8>
16	0.3 <0.4>	△ 0.5 <△0.7>	0.8 <1.2>	△ 0.0 <△0.1>
17	△ 0.0 <△0.0>	△ 0.3 <△0.5>	0.9 <1.1>	0.2 <0.3>
18	△ 0.1 <△0.1>	0.9 <1.1>	0.6 <0.8>	0.2 <0.3>
19	△ 0.1 <△0.2>	1.0 <1.3>	0.6 <0.9>	0.2 <0.2>

注1 <>は標準報酬月額ベースである。

注2 厚生年金は決算ベースであり、厚生年金基金による代行分を含まない。図表3-3-6参照。

独自給付費用率の推移をみると、近年では、厚生年金が横ばい、地共済、私学共済が上昇傾向となっている。国共済は、平成16年度と17年度に財政調整拠出金制度の導入の影響で低下したが、その影響を除くと概ね上昇傾向にある。対前年度増減差をみると、平成19年度は、国共済が1.0ポイント、地共済が0.6ポイント、私学共済が0.2ポイントの上昇となる一方、厚生年金が0.1ポイントの低下となっている。

図表 2-4-15 独自給付費用率の推移



注 細線は標準報酬月額ベースである。

基礎年金費用率は、厚生年金が最も高く 5.2%、次いで国共済 4.0%、私学共済 3.7%、地共済 3.5%の順となっている（図表 2-4-16、2-4-17）。基礎年金費用率が制度間でこのように異なるのは、1人当たり標準報酬額や第2号・第3号被保険者の比率が制度間で異なることによる（図表 2-2-9、2-1-21）。

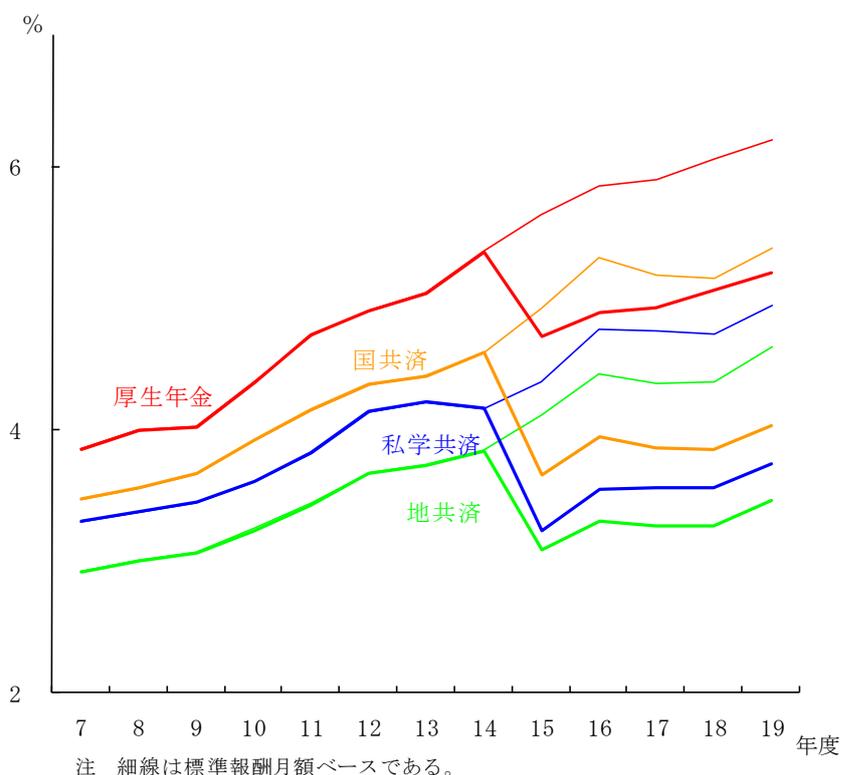
平成 18 年度と比べると、各制度とも 0.1～0.2 ポイント上昇している。

図表 2-4-16 基礎年金費用率の推移

年度	厚生年金	国共済	地共済	私学共済
平成	%	%	%	%
7	<3.8>	<3.5>	<2.9>	<3.3>
8	<4.0>	<3.6>	<3.0>	<3.4>
9	<4.0>	<3.7>	<3.1>	<3.4>
10	<4.4>	<3.9>	<3.2>	<3.6>
11	<4.7>	<4.1>	<3.4>	<3.8>
12	<4.9>	<4.3>	<3.7>	<4.1>
13	<5.0>	<4.4>	<3.7>	<4.2>
14	<5.3>	<4.6>	<3.8>	<4.2>
15	4.7 <5.6>	3.7 <4.9>	3.1 <4.1>	3.2 <4.4>
16	4.9 <5.8>	3.9 <5.3>	3.3 <4.4>	3.5 <4.8>
17	4.9 <5.9>	3.9 <5.2>	3.3 <4.4>	3.6 <4.8>
18	5.1 <6.1>	3.8 <5.1>	3.3 <4.4>	3.6 <4.7>
19	5.2 <6.2>	4.0 <5.4>	3.5 <4.6>	3.7 <4.9>
対前年度増減差				
8	<0.1>	<0.1>	<0.1>	<0.1>
9	<0.0>	<0.1>	<0.1>	<0.1>
10	<0.3>	<0.3>	<0.2>	<0.2>
11	<0.4>	<0.2>	<0.2>	<0.2>
12	<0.2>	<0.2>	<0.2>	<0.3>
13	<0.1>	<0.1>	<0.1>	<0.1>
14	<0.3>	<0.2>	<0.1>	<△0.1>
15	…	…	…	…
	<0.3>	<0.3>	<0.3>	<0.2>
16	0.2 <0.2>	0.3 <0.4>	0.2 <0.3>	0.3 <0.4>
17	0.0 <0.0>	△ 0.1 <△0.1>	△ 0.0 <△0.1>	0.0 <△0.0>
18	0.1 <0.2>	△ 0.0 <△0.0>	0.0 <0.0>	△ 0.0 <△0.0>
19	0.1 <0.1>	0.2 <0.2>	0.2 <0.3>	0.2 <0.2>

注 <>は標準報酬月額ベースである。

図表 2-4-17 基礎年金費用率の推移



(5) 収支比率 一時価ベースで各制度とも大きく上昇

平成19年度の収支比率を簿価ベースで比較すると、国民年金（国民年金勘定）が最も高く120.9%、次いで厚生年金116.8%、国共済99.6%、地共済89.1%、私学共済84.0%の順である（図表2-4-18）。厚生年金と国民年金（国民年金勘定）は収支比率が100%を超えているが、これは、実質的な支出のうち自前で財源を用意しなければならない部分が、保険料収入と運用収入の合計より多く、積立金の取崩し等、その他の収入により賄っていることを示している。

また、時価ベースでみると、厚生年金が161.4%、国共済が132.6%、地共済が234.3%、私学共済が178.1%、国民年金が153.5%と、すべての制度で100%を大きく超えている。これには、平成19年度の時価ベースの運用収入が各制度とも大きくマイナスとなったことが影響している。

収支比率の推移をみると、簿価ベースでは各制度とも上昇傾向にあるが、平成17年度には被用者年金各制度で、18年度には厚生年金と地共済で低下し、19年度には再び全制度で上昇している。また、時価ベースでは、平成17年度にはすべての制度で大きく低下したが、18年度以降はともに大きく上昇している。

図表 2-4-18 収支比率の推移

年度	厚生年金	国共済	地共済	私学共済	国民年金 (国民年金勘定)
平成	%	%	%	%	%
7	69.0	75.1	57.0	55.3	72.5
8	72.4	76.0	57.2	58.4	59.1
9	73.8	75.7	57.7	60.6	71.7
10	80.5	80.8	63.2	64.4	75.6
11	84.9	85.1	64.5	67.3	75.3
12	91.0	89.3	72.6	74.3	80.2
13	97.2	95.2	78.1	79.2	89.2
	[102.4]	[101.4]			[93.6]
14	104.7	97.2	84.3	83.0	96.7
	[119.2]	[100.6]		[108.2]	[108.5]
15	117.2	98.0	89.3	86.2	97.6
	[98.3]	[91.3]	[70.2]	[82.8]	[85.7]
16	123.8	98.3	93.5	86.8	103.1
	[112.7]	[96.9]	[83.1]	[78.6]	[95.6]
17	120.8	93.0	82.7	74.0	109.0
	[90.4]	[79.1]	[57.9]	[65.5]	[87.6]
18	114.8	95.6	80.0	76.1	114.6
	[107.0]	[96.4]	[83.4]	[73.2]	[109.8]
19	116.8	99.6	89.1	84.0	120.9
	[161.4]	[132.6]	[234.3]	[178.1]	[153.5]
対前年度増減差					
8	3.4	0.9	0.2	3.2	△ 13.4
9	1.3	△ 0.2	0.4	2.1	12.6
10	6.8	5.1	5.5	3.9	3.9
11	4.3	4.3	1.3	2.8	△ 0.3
12	6.1	4.3	8.1	7.0	4.9
13	6.2	5.8	5.5	4.9	9.0
14	7.6	2.1	6.1	3.8	7.5
	[16.9]	[△0.8]			[14.9]
15	12.5	0.7	5.1	3.2	0.9
	[△20.9]	[△9.3]		[△25.3]	[△22.8]
16	6.6	0.3	4.2	0.6	5.5
	[14.4]	[5.6]	[12.9]	[△4.3]	[9.9]
17	△ 3.0	△ 5.3	△ 10.8	△ 12.8	5.9
	[△22.3]	[△17.7]	[△25.2]	[△13.0]	[△7.9]
18	△ 6.1	2.7	△ 2.8	2.1	5.6
	[16.6]	[17.3]	[25.5]	[7.7]	[22.2]
19	2.0	4.0	9.2	8.0	6.3
	[54.4]	[36.2]	[150.9]	[104.9]	[43.7]

注1 []内の数値は、時価ベースである。

注2 厚生年金は決算ベースであり、厚生年金基金による代行分を含まない。図表3-3-7参照。

注3 国共済の時価ベースは、平成10年度82.0、11年度82.0、12年度95.5となっている。

(6) 積立比率

平成19年度の積立比率を簿価ベースで比較すると、地共済が最も高く10.5、次いで私学共済10.1、国共済6.7、厚生年金4.7、国民年金（国民年金勘定）3.7の順となっている（図表2-4-19）。平成19年度は、18年度に比べ全制度で低下している。

また、時価ベースでは、厚生年金5.1、国共済7.0、地共済11.1、私学共済10.6、国民年金3.9となっている。簿価ベースと同様、平成18年度に比べ全制度で低下している。

図表2-4-19 積立比率の推移

年度	厚生年金	国共済	地共済	私学共済	国民年金 (国民年金勘定)
平成					
7	6.3	7.4	12.2	12.9	4.1
8	6.2	7.4	12.8	13.0	5.2
9	6.1	7.6	13.0	12.7	4.8
10	6.0	7.7	12.6	12.4	4.9
11	6.2	7.6	12.4	12.3	5.1
12	6.1	7.3	12.4	11.9	5.2
13	5.9	7.3	12.3	11.7	5.0
14	5.6	7.2	12.0	11.4	4.9
	[5.5]	[7.3]			[4.8]
15	5.5	7.0	11.4	10.7	4.8
	[5.2]	[7.1]	[11.2]	[10.8]	[4.6]
16	5.3	7.2	10.9	10.5	4.7
	[5.2]	[7.3]	[10.9]	[10.6]	[4.6]
17	5.2	7.4	10.5	10.3	4.3
	[5.2]	[7.5]	[10.7]	[10.6]	[4.3]
18	4.9	7.1	10.6	10.3	3.8
	[5.2]	[7.4]	[11.2]	[10.8]	[4.0]
19	4.7	6.7	10.5	10.1	3.7
	[5.1]	[7.0]	[11.1]	[10.6]	[3.9]
対前年度増減差					
8	△ 0.1	△ 0.0	0.6	0.1	1.1
9	△ 0.1	0.3	0.2	△ 0.3	△ 0.4
10	△ 0.1	0.1	△ 0.4	△ 0.3	0.1
11	0.1	△ 0.2	△ 0.2	△ 0.2	0.3
12	△ 0.1	△ 0.2	0.0	△ 0.3	0.1
13	△ 0.2	△ 0.0	△ 0.1	△ 0.2	△ 0.2
14	△ 0.3	△ 0.1	△ 0.3	△ 0.3	△ 0.1
15	△ 0.2	△ 0.2	△ 0.6	△ 0.7	△ 0.1
	[△0.3]	[△0.2]			[△0.2]
16	△ 0.2	0.1	△ 0.6	△ 0.2	△ 0.1
	[△0.0]	[0.2]	[△0.3]	[△0.1]	[0.0]
17	△ 0.1	0.2	△ 0.3	△ 0.2	△ 0.4
	[0.0]	[0.2]	[△0.2]	[△0.0]	[△0.3]
18	△ 0.3	△ 0.3	0.0	0.0	△ 0.5
	[△0.0]	[△0.1]	[0.5]	[0.2]	[△0.3]
19	△ 0.2	△ 0.3	△ 0.0	△ 0.2	△ 0.1
	[△0.1]	[△0.4]	[△0.1]	[△0.2]	[△0.1]

注1 []内の数値は、時価ベースである。

注2 厚生年金は決算ベースであり、厚生年金基金による代行分を含まない。図表3-3-9参照。

注3 国共済の時価ベースは、平成11年度7.7、12年度7.5、13年度7.4となっている。

(7) 財政指標でみた各制度の特徴

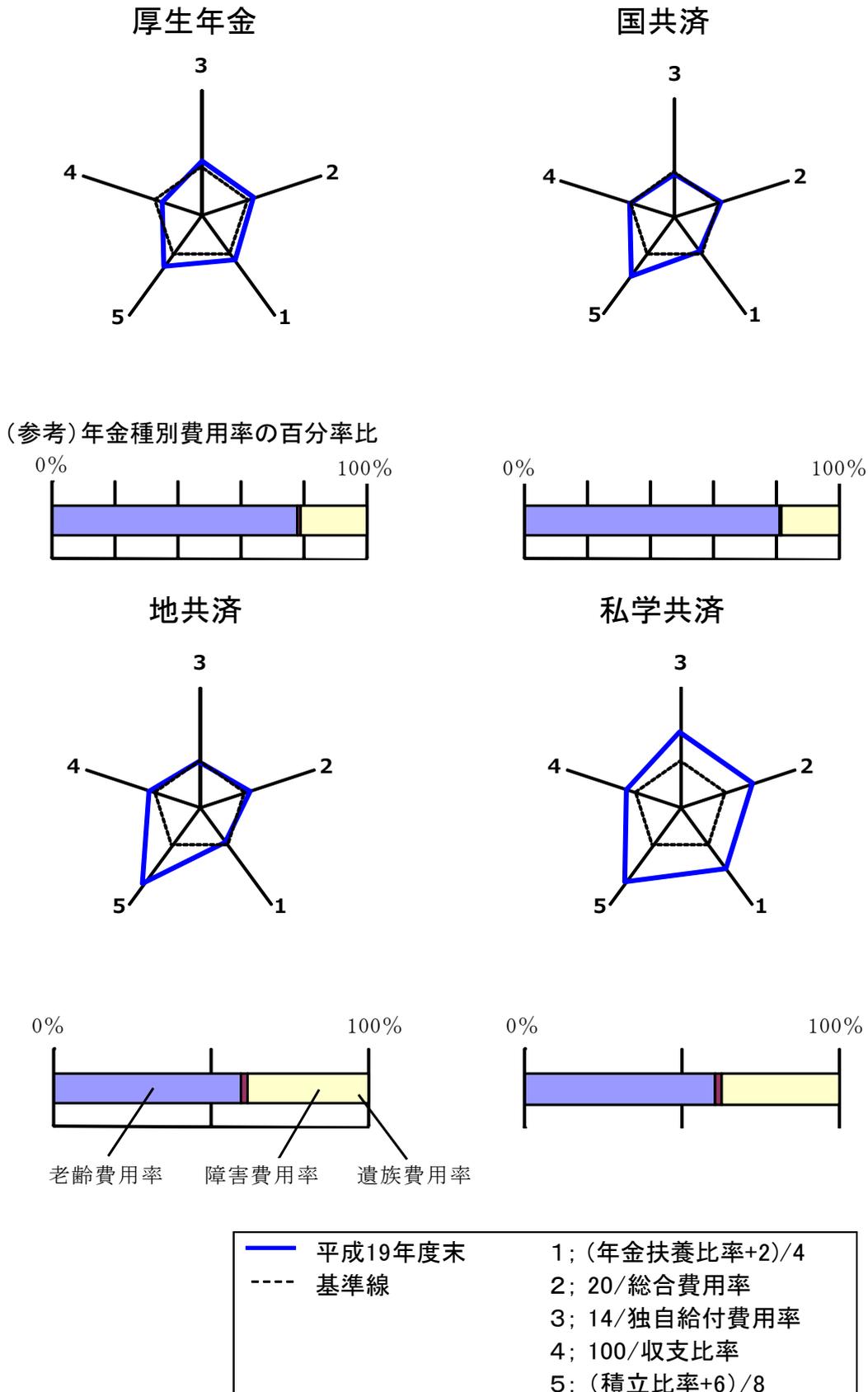
最後に、年金扶養比率、総合費用率、独自給付費用率、収支比率、積立比率が全体としてどうなっているのか、制度相互に「レーダーチャート」で比較をしてみる(図表 2-4-20)。

ここでは、年金扶養比率は、成熟が進んだ段階である2(2人で1人を支える)を基準として、尺度を定めた。また、総合費用率は、最終的には年収の20%になるとして、グラフでは20に対する比の逆数をとった(逆数とするのは成熟が進むに連れ小さくなるようにするためである)。同様の考えで、独自給付費用率は14、収支比率は100に対する比の逆数をとった。積立比率については、成熟が進むに連れ小さくなることを考慮して尺度を定めた^注。

結果は図のとおりで、レーダーチャートの形状は、①国共済・地共済、②厚生年金・私学共済に2分される。グループ①の国共済・地共済は、年金扶養比率のラインがグループ②に比べて突き出していない(成熟が進んでいる)とともに、積立比率のラインが突き出ている(積立金が相対的に多い)。一方、グループ②の厚生年金・私学共済は、形状は類似しているが、大きさは厚生年金の方が小さく、成熟が進んでいる。

注 図が見易くなるようにするための処理を行っている。

図表 2-4-20 財政指標レーダーチャート



5 被保険者及び受給権者のコーホート分析

(1) 被保険者のコーホート分析

被保険者について、年齢別のコーホート（同じ生年度の集団）に着目して、被保険者数や1人当たり標準報酬月額、1人当たり標準賞与額の動向を分析する。

ここでいう年齢別コーホートは、例えば、平成18年度末に19歳であった者の集団が19年度末に20歳になるまでの動きを捉えるものであり、19年度末の年齢（例の場合は20歳）を基準として表記することとする。

年齢別被保険者数のコーホート増減率をみると（図表2-5-1）、被用者年金では、平成19年度末に20歳代前半となるコーホートで各制度とも大きく増加しており、大学や短大等を卒業して新たに被用者年金に加入する者が多い状況が反映されている。各制度で最も大きく増加しているのは、厚生年金男性、国共済、地共済が23歳、厚生年金女性、私学共済が21歳となっている。逆に、国民年金の第1号被保険者は、学生等が就職していくことを反映して20歳代前半のコーホートを中心に大きく減少している。

厚生年金の女性と私学共済では、結婚や出産・育児の影響等で、それぞれ27～33歳、26～32歳のところで減少している。一方、国民年金の第3号被保険者は30歳まで二桁の増加となっている他、30歳代前半のコーホートでの伸びも大きい。

60歳代前半及び後半のコーホートは、各制度とも大きく減少しており、被用者が退職などにより次第に脱退していく様子が見られる。制度別にみると、厚生年金では60歳、65～66歳での減少が大きい。国共済では61歳、64歳、66歳で、地共済では61歳、63～64歳において50%を超える大きな減少となっている。私学共済では66歳での減少が大きいですが、他制度に比べ60歳代前半のコーホートで減少が小さくなっている。

また、厚生年金の男性と女性、私学共済では55歳頃までの各コーホートで増加傾向となっているのに対して、国共済と地共済では30歳代頃から減少傾向が見られるなど、制度により特性が異なる面もみられる。

図表 2-5-1 年齢別被保険者数のコーホート増減率
(平成18年度末→平成19年度末)

年齢 (平成19年度末)	厚生年金		国共済	地共済	私学	国民年金	
	男性	女性				第1号	第3号
	%	%	%	%	%	%	%
20歳	18.6	30.5	2.2		56.4		
21歳	48.7	88.9	12.0	60.9	3155.7	△ 13.9	122.4
22歳	21.5	19.1	18.1	85.6	30.0	△ 8.5	56.8
23歳	69.2	56.3	30.4	158.1	46.8	△ 33.3	46.2
24歳	19.2	7.6	8.3	39.9	1.7	△ 18.6	22.0
25歳	15.3	3.1	7.1	24.6	3.9	△ 16.7	29.2
26歳	8.6	0.3	3.8	16.5	△ 5.0	△ 14.1	32.2
27歳	5.3	△ 1.1	1.1	12.3	△ 7.2	△ 9.8	23.3
28歳	4.1	△ 1.8	1.7	4.0	△ 7.5	△ 7.5	18.6
29歳	3.3	△ 2.2	1.8	3.5	△ 5.1	△ 7.2	13.3
30歳	2.8	△ 1.9	1.4	2.9	△ 3.6	△ 6.8	13.5
31歳	2.3	△ 1.8	1.5	2.1	△ 2.2	△ 6.1	9.2
32歳	2.0	△ 1.1	△ 0.2	1.5	△ 0.9	△ 3.8	4.2
33歳	1.7	△ 0.3	△ 1.2	3.0	0.2	△ 3.5	3.8
34歳	1.5	0.4	△ 1.5	△ 1.1	0.1	△ 1.2	6.1
35歳	1.4	1.2	△ 0.7	2.1	1.0	△ 2.5	3.7
36歳	1.4	2.0	△ 0.8	△ 2.2	0.8	△ 2.8	△ 0.8
37歳	1.2	2.8	△ 0.3	△ 0.5	0.8	0.6	3.0
38歳	1.1	3.6	△ 0.1	0.3	0.9	△ 1.5	5.7
39歳	1.1	4.0	△ 0.6	0.2	0.8	△ 2.6	△ 0.5
40歳	1.0	4.7	△ 1.0	1.2	1.3	△ 3.3	△ 2.7
41歳	1.0	4.8	△ 0.8	△ 0.5	1.5	△ 5.9	0.9
42歳	0.7	5.0	0.1	△ 1.1	1.5	△ 0.9	△ 4.4
43歳	0.7	5.1	△ 0.9	0.4	1.4	△ 0.1	△ 5.5
44歳	0.7	5.0	△ 1.0	△ 3.8	1.0	2.0	△ 1.2
45歳	0.6	4.6	△ 0.5	△ 2.4	1.9	△ 1.0	△ 2.6
46歳	0.5	4.3	△ 0.6	△ 0.2	1.4	1.7	△ 0.3
47歳	0.4	3.7	△ 0.5	0.3	1.1	1.6	0.0
48歳	0.4	3.2	△ 0.5	△ 1.4	1.0	0.6	△ 7.8
49歳	0.3	2.8	△ 1.2	△ 2.3	0.5	0.7	△ 4.0
50歳	0.2	2.3	△ 1.4	1.8	0.8	△ 2.6	△ 1.5
51歳	0.1	1.5	△ 2.7	△ 2.7	0.3	△ 2.1	△ 4.2
52歳	0.1	1.3	△ 2.0	△ 1.3	0.0	3.0	1.6
53歳	0.1	0.8	△ 2.4	△ 1.2	0.1	2.5	△ 5.2
54歳	0.5	0.5	△ 19.5	△ 2.2	1.3	1.0	△ 5.0
55歳	△ 0.2	△ 0.4	△ 7.5	△ 5.3	0.3	△ 0.4	△ 3.6
56歳	△ 0.5	△ 0.5	△ 7.0	△ 2.8	△ 0.6	0.4	△ 0.7
57歳	△ 0.6	△ 1.1	△ 7.8	△ 6.5	△ 0.9	6.4	△ 4.5
58歳	△ 0.9	△ 1.8	△ 11.4	△ 7.2	△ 0.4	6.2	△ 5.0
59歳	△ 1.3	△ 2.7	△ 14.3	△ 7.6	△ 1.3	7.0	△ 10.8
60歳	△ 14.9	△ 17.3	△ 23.9	△ 17.5	△ 1.2	△ 93.7	△ 100.0
61歳	△ 3.1	△ 10.3	△ 62.3	△ 92.1	△ 5.9	14.2	
62歳	△ 7.1	△ 7.3	△ 5.4	△ 19.4	△ 3.4	△ 5.8	
63歳	△ 11.5	△ 8.4	△ 31.1	△ 50.8	△ 6.1	0.5	
64歳	△ 10.5	△ 8.9	△ 50.0	△ 63.1	△ 6.8	△ 8.8	
65歳	△ 18.3	△ 19.6	△ 17.7	10.4	△ 8.6	△ 88.8	
66歳	△ 16.0	△ 15.3	△ 85.7	△ 38.5	△ 27.7	△ 4.0	
67歳	△ 10.9	△ 9.7	△ 21.2	△ 34.2	△ 9.6	△ 40.6	
68歳	△ 11.2	△ 9.7	△ 33.3	△ 9.9	△ 11.4	△ 36.2	
69歳	△ 11.2	△ 9.2	△ 28.9	△ 43.6	△ 14.2	△ 82.1	

注 年齢は、各コーホートの平成19年度末における年齢である。

年齢別1人当たり標準報酬月額（賞与は含まない）のコーホート増減率をみると（図表2-5-2）、各制度とも年齢が低い層で増加が大きくなっている。

厚生年金では、45歳までのコーホートで総じて男性の伸びが女性より大きいですが、年齢の高い層では逆転している。厚生年金男性の51歳以上では減少しており、特に60歳における14.1%減、61歳における9.0%減が大きな減少となっている。

国共済、地共済、私学共済では61歳における減少が最も大きく、それぞれ3.4%減、22.8%減、7.6%減となっている。

図表2-5-3は、年齢別1人当たり標準賞与額のコーホート増減率である。ここでは、年度末の被保険者について、年度累計の標準賞与額を年度末の被保険者数で除したものでコーホート増減率を算出している。従って、年度中に新規加入した者については、実際に支給された賞与が対象となるため、通常に比べ賞与の回数や額が少なくなっていることが考えられる。一方で、年度中の脱退者に係る標準賞与額は対象に入らない。

20歳代前半のコーホートでは、1人当たり標準賞与額は各制度とも大きく増加している。特に、厚生年金男性では20歳と24歳、厚生年金女性では20歳、24歳、26歳での増加が大きいが、前述のように年度中の新規加入者の標準賞与額は通常より少なくなると推測されることから、被保険者数が増加している年齢の1歳上の年齢のコーホートで増加が大きくなっているものと考えられる。国共済、地共済、私学共済についても同様の傾向である。

また、厚生年金の女性は、30歳代以上のコーホートで減少しており、特徴的である。

図表 2-5-2 年齢別1人当たり標準報酬月額のコホート増減率
(平成18年度末→平成19年度末)

年齢 (平成19年度末)	厚生年金		国共済	地共済	私学
	男性	女性			
	%	%	%	%	%
20歳	13.6	5.9	8.9		7.2
21歳	1.8	4.1	5.0	7.5	11.2
22歳	5.6	6.4	9.7	7.4	9.6
23歳	4.9	7.9	8.6	7.6	8.7
24歳	7.2	6.1	9.9	5.2	6.7
25歳	5.3	3.9	6.8	4.7	3.2
26歳	5.5	3.4	5.5	4.3	5.2
27歳	4.8	2.9	6.1	4.0	4.8
28歳	4.3	2.6	5.7	4.3	5.2
29歳	4.0	2.2	5.4	4.4	4.7
30歳	3.7	1.9	5.2	3.5	5.0
31歳	3.5	1.7	5.0	3.7	4.8
32歳	3.2	1.5	4.7	3.2	4.2
33歳	2.9	1.3	4.5	3.5	4.0
34歳	2.6	1.2	4.6	3.3	4.0
35歳	2.5	1.0	3.6	2.4	3.4
36歳	2.2	0.8	2.8	2.5	3.1
37歳	2.0	0.8	2.4	2.4	2.8
38歳	1.8	0.6	2.6	1.2	2.5
39歳	1.6	0.6	3.2	1.5	2.2
40歳	1.4	0.5	2.2	1.6	2.0
41歳	1.2	0.5	1.3	0.9	1.8
42歳	1.1	0.5	0.7	0.9	1.5
43歳	0.9	0.6	1.4	0.5	1.2
44歳	0.8	0.5	1.8	1.2	1.4
45歳	0.7	0.6	1.9	0.7	1.2
46歳	0.6	0.6	1.7	0.3	0.9
47歳	0.5	0.7	1.6	0.6	1.1
48歳	0.4	0.6	1.7	0.2	0.6
49歳	0.2	0.6	1.5	0.6	0.9
50歳	0.1	0.5	1.5	0.0	0.7
51歳	△ 0.4	0.3	1.5	0.2	0.8
52歳	△ 0.1	0.4	1.4	0.3	0.5
53歳	△ 0.2	0.4	1.2	0.2	0.4
54歳	△ 0.7	0.3	2.2	0.3	△ 0.1
55歳	△ 0.9	0.1	1.3	0.2	0.0
56歳	△ 1.3	△ 0.1	1.3	0.5	0.5
57歳	△ 1.0	0.1	1.5	0.1	0.3
58歳	△ 1.1	0.1	1.6	0.2	△ 0.1
59歳	△ 1.0	0.2	1.6	0.1	△ 0.0
60歳	△ 14.1	△ 3.8	0.5	△ 1.1	△ 0.4
61歳	△ 9.0	△ 4.0	△ 3.4	△ 22.8	△ 7.6
62歳	△ 1.9	△ 0.5	3.9	△ 3.7	△ 0.0
63歳	△ 2.8	△ 0.6	8.8	14.9	△ 0.6
64歳	△ 2.2	0.0	2.3	5.9	△ 0.2
65歳	△ 3.3	0.4	0.5	2.0	0.1
66歳	△ 3.2	△ 0.2	2.0	△ 3.0	△ 5.6
67歳	△ 1.9	0.3	1.5	△ 0.6	0.6
68歳	△ 1.5	0.9	1.2	△ 1.5	0.4
69歳	△ 1.2	0.5	3.4	△ 2.1	△ 0.8

注 年齢は、各コホートの平成19年度末における年齢である。

図表 2-5-3 年齢別1人当たり標準賞与額のコーホート増減率
(平成18年度→平成19年度)

年齢 (平成19年度末)	厚生年金		国共済	地共済	私学
	男性	女性			
	%	%	%	%	%
20歳	46.8	30.5	57.4		31.3
21歳	△ 5.7	7.4	10.3	15.6	26.3
22歳	11.2	26.0	4.7	10.7	40.9
23歳	13.2	14.6	9.0	4.5	8.0
24歳	29.9	25.1	13.5	23.1	14.2
25歳	12.2	4.7	6.4	8.7	△ 1.3
26歳	11.9	1.9	5.8	7.7	2.5
27歳	8.4	1.5	6.2	5.3	4.3
28歳	6.1	0.6	3.9	5.4	4.7
29歳	5.7	0.6	3.5	6.5	5.4
30歳	5.2	△ 0.0	3.7	5.5	4.4
31歳	5.0	0.1	3.8	7.1	4.2
32歳	4.3	△ 0.1	3.6	7.9	5.0
33歳	3.9	△ 0.1	3.6	8.1	3.4
34歳	3.4	△ 0.3	3.5	9.0	3.5
35歳	3.3	△ 0.3	3.2	6.6	2.6
36歳	2.9	△ 0.6	2.7	7.1	3.0
37歳	2.7	△ 0.5	2.5	7.6	2.7
38歳	2.4	△ 1.3	2.2	5.2	1.7
39歳	1.8	△ 1.2	3.6	5.4	2.5
40歳	1.6	△ 1.6	2.7	5.2	1.5
41歳	1.3	△ 1.4	2.4	5.9	0.7
42歳	1.1	△ 1.4	1.5	5.1	0.0
43歳	0.7	△ 1.8	1.9	4.0	0.3
44歳	0.5	△ 1.9	2.5	5.2	0.4
45歳	0.3	△ 1.8	1.5	4.1	0.4
46歳	0.1	△ 1.6	1.5	2.0	△ 0.6
47歳	△ 0.2	△ 1.4	1.2	2.5	0.2
48歳	△ 0.4	△ 1.7	0.7	3.1	△ 0.7
49歳	△ 0.4	△ 1.7	0.5	3.3	△ 0.4
50歳	△ 0.9	△ 1.9	0.1	1.0	△ 0.3
51歳	△ 1.4	△ 2.1	0.1	2.1	△ 0.7
52歳	△ 1.2	△ 1.9	△ 0.3	2.2	△ 0.2
53歳	△ 1.2	△ 1.7	△ 0.5	2.5	△ 1.0
54歳	△ 1.7	△ 1.6	△ 1.1	3.0	△ 2.0
55歳	△ 2.9	△ 2.4	0.5	2.5	△ 1.5
56歳	△ 3.4	△ 3.3	1.0	4.5	△ 0.7
57歳	△ 2.5	△ 2.4	1.1	5.4	△ 1.2
58歳	△ 2.9	△ 2.5	1.8	4.0	△ 1.7
59歳	△ 2.6	△ 2.1	2.3	4.2	△ 1.7
60歳	△ 41.9	△ 24.5	2.4	△ 25.3	△ 2.1
61歳	△ 16.8	△ 20.6	△ 6.9	△ 60.8	△ 13.5
62歳	△ 4.4	△ 5.3	5.9	△ 16.7	△ 0.4
63歳	△ 10.0	△ 8.6	14.2	20.0	△ 2.0
64歳	△ 8.3	△ 4.9	2.2	△ 18.7	△ 3.1
65歳	△ 13.8	△ 10.4	△ 0.0	△ 24.1	△ 1.5
66歳	△ 20.5	△ 11.8	△ 12.7	△ 32.0	△ 15.2
67歳	△ 10.7	△ 4.1	△ 1.0	△ 17.0	△ 0.5
68歳	△ 10.8	△ 3.3	△ 0.8	△ 31.0	△ 1.7
69歳	△ 7.8	△ 4.8	△ 4.1	△ 22.9	△ 4.4

注1 年齢は、各コーホートの平成19年度末における年齢である。

注2 1人当たり標準賞与額は、年度末の被保険者について、年度累計の標準賞与額を年度末の被保険者数で除したものである。

図表 2-5-4 は、年齢階級別標準報酬総額（推計値）のコーホート増減額についてみたものである。

ここでは、

（1人当たり標準報酬月額×12+1人当たり標準賞与額）×年度末被保険者数で算出した標準報酬総額（推計値）を用いて、コーホート増減額を算出している。

被用者年金制度計の標準報酬総額は、平成18年度から19年度にかけて全体で2.6兆円増加しているが、55歳以上の各年齢階級別コーホートで減少する一方で54歳以下で増加しており、標準報酬総額が年齢の高い世代から低い世代へ移転している状況がうかがわれる。制度別にみると、厚生年金、私学共済は被用者年金制度計の状況と同様の傾向であるが、国共済と地共済は45～54歳のコーホートでも減少しており、全体でも各々減少している。

図表 2-5-4 年齢階級別標準報酬総額（推計値）のコーホート増減額
（平成18年度→平成19年度）

年齢階級 (平成19年度末)		厚生年金 男性	厚生年金 女性	国共済	地共済	私学共済	被用者年金 制度計
		億円	億円	億円	億円	億円	億円
標準報酬総額	～24歳	14,824	11,512	660	1,489	526	29,012
	25～34歳	18,265	1,564	728	2,672	75	23,303
	35～44歳	8,764	3,713	347	1,033	183	14,040
	45～54歳	889	2,087	△ 407	△ 228	82	2,422
	55～64歳	△ 19,738	△ 3,693	△ 1,934	△ 8,863	△ 221	△ 34,450
	65歳～	△ 6,165	△ 1,563	△ 129	△ 118	△ 371	△ 8,346
	計	16,840	13,620	△ 735	△ 4,016	274	25,982
標準報酬月額総額	～24歳	12,628	9,872	480	1,144	413	24,536
	25～34歳	14,749	1,531	585	1,896	66	18,826
	35～44歳	7,018	3,363	250	391	145	11,167
	45～54歳	1,075	1,999	△ 250	△ 492	77	2,409
	55～64歳	△ 15,123	△ 2,905	△ 1,424	△ 6,528	△ 140	△ 26,119
	65歳～	△ 5,526	△ 1,431	△ 92	△ 67	△ 272	△ 7,387
	計	14,821	12,429	△ 451	△ 3,656	289	23,431
標準賞与総額	～24歳	2,197	1,640	180	345	113	4,476
	25～34歳	3,516	33	143	776	9	4,477
	35～44歳	1,746	350	97	642	38	2,873
	45～54歳	△ 186	89	△ 158	264	5	14
	55～64歳	△ 4,614	△ 789	△ 510	△ 2,336	△ 81	△ 8,330
	65歳～	△ 639	△ 132	△ 37	△ 51	△ 99	△ 958
	計	2,019	1,191	△ 285	△ 360	△ 15	2,550

注1 年齢階級は、各コーホートの平成19年度末における年齢である。

注2 「(1人当たり標準報酬月額×12+1人当たり標準賞与額)×年度末被保険者数」で算出した標準報酬総額(推計値)を用いて算出している。

標準報酬総額のコーホート増減額を標準報酬月額総額分と標準賞与総額分に分けてみると（図表2-5-4）、被用者年金制度計では増減額全体の約9割が標準報酬月額総額の増加分である。標準報酬月額総額、標準賞与総額ともに、55歳以上のコーホートから54歳以下のコーホートへ報酬が移転している状況となっている。

次に、年齢階級別標準報酬総額のコーホート増減額の要因分析をしたものが、図表2-5-5である。

ここでは、標準報酬総額のコーホート増減額を以下の方法で3つの要因に分解している。

- ・標準報酬総額＝1人当たり標準報酬額×年度末被保険者数　として計算。
（※1人当たり標準報酬額＝1人当たり標準報酬月額×12＋1人当たり標準賞与額）
- ・平成18年度の各年齢階級別コーホートの標準報酬総額について、被保険者数だけを19年度の当該コーホートの人数に置き換えた標準報酬総額を計算し、その差を「人数の変化分」とする。
- ・さらに、1人当たり標準報酬額を平成18年度における1歳上の年齢の値に置き換えて計算し、差額を「賃金の定昇分」とする。
- ・さらに、1人当たり標準報酬額を平成18年度と同一年齢の19年度の値に置き換えて計算し、差額を「賃金のベア分」とする。

厚生年金男性、厚生年金女性では、全体では人数の変化分と賃金の定昇分が増加し、賃金のベア分が減少しているが、年齢階級別コーホートでみると、年齢の低いコーホートで3つの要因すべてが増加する一方で、55歳以上のコーホートではすべてが減少しており、年齢階級別コーホートにより状況が異なっている。特に、男性の35～44歳における賃金のベア分の減少が目立っている。

国共済、地共済では、人数の変化分による減少分が非常に大きい。また、地共済では、35歳以上のコーホートで賃金のベア分が減少している。

厚生年金の女性と私学共済で、出産・育児等での離職が多いと考えられる25～34歳のコーホートで人数の変化分が減少しており、特徴的である。

図表 2-5-5 年齢階級別標準報酬総額（推計値）のコーホート増減額の要因分析
（平成18年度→平成19年度）

年齢階級 (平成19年度末)		厚生年金 男性	厚生年金 女性	国共済	地共済	私学共済	被用者年金 制度計
		億円	億円	億円	億円	億円	億円
総 増 減 額	～24歳	14,824	11,512	660	1,489	526	29,012
	25～34歳	18,265	1,564	728	2,672	75	23,303
	35～44歳	8,764	3,713	347	1,033	183	14,040
	45～54歳	889	2,087	△ 407	△ 228	82	2,422
	55～64歳	△ 19,738	△ 3,693	△ 1,934	△ 8,863	△ 221	△ 34,450
	65歳～	△ 6,165	△ 1,563	△ 129	△ 118	△ 371	△ 8,346
計		16,840	13,620	△ 735	△ 4,016	274	25,982
人 数 の 変 化 分	～24歳	11,579	8,823	398	1,256	384	22,439
	25～34歳	8,601	△ 762	110	1,329	△ 146	9,132
	35～44歳	3,368	3,367	△ 133	△ 244	65	6,423
	45～54歳	946	1,945	△ 687	△ 930	56	1,330
	55～64歳	△ 9,713	△ 2,904	△ 2,073	△ 8,752	△ 142	△ 23,583
	65歳～	△ 5,497	△ 1,548	△ 129	△ 95	△ 346	△ 7,615
計		9,285	8,922	△ 2,514	△ 7,436	△ 129	8,127
賃 金 の 定 昇 分	～24歳	2,697	2,328	184	159	141	5,509
	25～34歳	9,443	1,859	561	1,179	218	13,261
	35～44歳	8,030	63	691	1,627	174	10,586
	45～54歳	△ 397	△ 343	242	970	98	570
	55～64歳	△ 9,490	△ 735	29	281	△ 42	△ 9,957
	65歳～	△ 516	△ 6	△ 0	△ 2	△ 27	△ 550
計		9,766	3,167	1,706	4,215	564	19,418
賃 金 の ベ ア 分	～24歳	548	361	78	75	1	1,064
	25～34歳	220	467	57	164	2	910
	35～44歳	△ 2,634	283	△ 211	△ 350	△ 57	△ 2,969
	45～54歳	340	485	38	△ 268	△ 73	522
	55～64歳	△ 535	△ 55	109	△ 393	△ 37	△ 910
	65歳～	△ 152	△ 9	0	△ 22	2	△ 181
計		△ 2,212	1,532	73	△ 795	△ 161	△ 1,563

注1 年齢階級は、各コーホートの平成19年度末における年齢である。

注2 「(1人当たり標準報酬月額×12+1人当たり標準賞与額)×年度末被保険者数」
で算出した標準報酬総額(推計値)を用いて算出している。

注3 平成18年度と19年度の同一年齢どおしでみた増加分を賃金のベア分として計上
している。

(2) 老齢・退年相当の受給権者のコーホート分析

老齢・退年相当の受給権者について、年齢別コーホートごとの受給権者数及び平均年金月額の動向をみる。

年齢別受給権者数（老齢・退年相当）のコーホート増減率をみると（図表2-5-6）、被用者年金では61歳で大きく増加している。被用者年金の支給開始年齢は60歳であるため、ここでの増加は少し遅れて裁定された者による増加と考えられる。国民年金では、繰上げをする者から順次裁定されて受給権者になっていく状況がうかがわれ、支給開始年齢である65歳のところで著しい増加となっている。

図表2-5-6 年齢別受給権者数（老齢・退年相当）のコーホート増減率
（平成18年度末→平成19年度末）

年齢 (平成19年度末)	厚生年金		国共済	地共済	私学	国民年金	
	男性	女性				男性	女性
	%	%	%	%	%	%	%
61歳	36.8	36.2	53.0	48.6	37.9	62.7	56.8
62歳	4.6	2.6	0.8	△ 0.1	2.3	11.2	18.2
63歳	2.8	1.9	0.3	△ 0.3	1.1	7.0	17.5
64歳	1.2	1.6	0.4	△ 0.3	0.9	4.0	9.2
65歳	△ 2.0	3.0	△ 0.1	△ 0.9	△ 11.7	989.1	503.0
66歳	3.8	4.9	△ 0.4	△ 0.6	7.4	9.0	10.7
67歳	△ 0.9	△ 0.1	△ 0.8	△ 0.7	0.1	△ 0.0	0.6
68歳	△ 1.0	△ 0.1	△ 0.8	△ 0.8	△ 0.6	△ 0.7	△ 0.0
69歳	△ 1.2	△ 0.2	△ 1.0	△ 0.8	△ 0.2	△ 1.1	△ 0.3
70歳	△ 0.5	1.1	△ 1.1	△ 1.0	△ 0.4	△ 0.7	△ 0.0
71歳	△ 1.4	△ 0.2	△ 1.3	△ 1.2	△ 0.6	△ 1.7	△ 0.6
72歳	△ 1.9	△ 0.8	△ 1.5	△ 1.3	△ 1.3	△ 1.9	△ 0.8
73歳	△ 2.3	△ 0.9	△ 1.7	△ 1.4	△ 1.1	△ 2.2	△ 0.9
74歳	△ 2.5	△ 1.0	△ 1.9	△ 1.7	△ 1.2	△ 2.5	△ 1.0
75歳	△ 2.9	△ 1.1	△ 1.9	△ 1.9	△ 1.6	△ 2.8	△ 1.1
76歳	△ 3.3	△ 1.4	△ 2.2	△ 2.3	△ 1.6	△ 3.2	△ 1.3
77歳	△ 3.7	△ 1.5	△ 2.6	△ 2.5	△ 1.8	△ 3.6	△ 1.5
78歳	△ 4.0	△ 1.8	△ 3.0	△ 2.8	△ 3.3	△ 4.0	△ 1.7
79歳	△ 4.6	△ 2.0	△ 3.5	△ 3.3	△ 2.1	△ 4.6	△ 1.9
80歳	△ 5.1	△ 2.2	△ 3.9	△ 3.8	△ 3.2	△ 5.1	△ 2.2
81歳	△ 5.7	△ 2.7	△ 4.4	△ 4.3	△ 3.3	△ 5.8	△ 2.6
82歳	△ 6.4	△ 3.0	△ 4.8	△ 4.8	△ 4.6	△ 6.5	△ 3.0
83歳	△ 7.1	△ 3.5	△ 5.7	△ 5.2	△ 4.9	△ 7.3	△ 3.5
84歳	△ 7.8	△ 4.1	△ 6.3	△ 6.2	△ 5.8	△ 7.8	△ 4.0
85歳	△ 8.7	△ 4.6	△ 7.2	△ 6.9	△ 6.4	△ 8.9	△ 4.9
86歳	△ 9.6	△ 5.1	△ 7.9	△ 7.6	△ 5.4	△ 9.4	△ 5.4
87歳	△ 10.5	△ 5.6	△ 8.4	△ 8.7	△ 7.5	△ 10.6	△ 6.2
88歳	△ 11.6	△ 6.7	△ 9.8	△ 9.6	△ 7.6	△ 11.6	△ 7.2
89歳	△ 13.2	△ 7.7	△ 10.4	△ 10.5	△ 8.6	△ 13.1	△ 8.1

注 年齢は、各コーホートの平成19年度末における年齢である。

図表 2-5-7 は、年齢別平均年金月額（老齢・退年相当）のコーホート増減率である。この図表では、厚生年金は平均年金月額に基礎年金分を含んでいるが、国共済、地共済、私学共済は基礎年金分を含んでいないため、留意が必要である。

厚生年金の男性は、65歳で1.8%増加しており、65歳以上の本来支給で平均年金月額が増えている状況がうかがえる。厚生年金の女性は、平成18年度に定額部分の支給開始年齢が61歳に引き上げられ、18年度末で60歳の者の平均年金月額が低くなっていたものが、19年度末では支給開始年齢の61歳に達し、定額部分が支給されていることを反映し、19年度末に61歳になるコーホートで118.8%増と大きく増加している。また、国共済、地共済、私学共済では、平均年金月額に基礎年金分が含まれていないため、特別支給から本来支給に変わる65歳のコーホートで大きく減少している。

国民年金は、60歳代前半は繰上げを選択した者に限られているため、本来の支給開始年齢に達する65歳のコーホートで、平均年金月額が大きく増加している。

図表 2-5-7 年齢別平均年金月額（老齢・退年相当）のコーホート増減率
（平成18年度末→平成19年度末）

年齢 (平成19年度末)	厚生年金		国共済	地共済	私学	国民年金	
	男性	女性				男性	女性
	%	%	%	%	%	%	%
61歳	1.6	118.8	2.6	2.3	△ 0.2	1.2	5.4
62歳	0.7	△ 2.8	0.2	0.1	0.2	1.2	2.5
63歳	0.9	△ 2.6	3.2	2.5	4.9	7.1	3.7
64歳	△ 0.5	△ 2.2	△ 0.1	△ 0.4	0.1	4.4	2.5
65歳	1.8	12.0	△ 28.0	△ 24.3	△ 22.4	77.1	35.7
66歳	△ 0.7	0.8	△ 0.9	△ 4.2	△ 1.0	0.1	0.5
67歳	△ 1.1	0.2	△ 1.6	△ 1.2	△ 1.0	0.2	0.1
68歳	△ 1.2	0.1	△ 1.6	△ 1.1	△ 0.9	0.1	0.1
69歳	△ 1.2	0.1	△ 1.6	△ 1.1	△ 0.5	0.1	0.1
70歳	△ 0.3	1.4	△ 1.5	△ 1.0	1.5	0.7	0.4
71歳	△ 0.7	0.3	△ 1.1	△ 0.8	△ 0.6	0.1	0.1
72歳	△ 0.5	△ 0.0	△ 0.7	△ 0.5	△ 0.6	0.1	0.0
73歳	△ 0.3	△ 0.0	△ 0.4	△ 0.3	△ 0.4	0.1	0.0
74歳	△ 0.1	△ 0.0	△ 0.2	△ 0.1	△ 0.3	0.1	0.0
75歳	0.0	△ 0.0	△ 0.1	△ 0.1	△ 0.2	0.1	0.1
76歳	0.1	△ 0.0	△ 0.0	△ 0.0	△ 0.2	0.1	0.0
77歳	0.1	△ 0.1	△ 0.0	0.0	△ 0.2	0.1	0.1
78歳	0.1	△ 0.1	△ 0.0	△ 0.0	△ 0.2	0.1	0.1
79歳	0.1	△ 0.1	0.0	0.0	△ 0.2	0.1	0.1
80歳	0.1	△ 0.1	△ 0.0	0.0	△ 0.2	0.1	0.1
81歳	0.1	△ 0.1	△ 0.0	0.0	△ 0.2	0.1	0.1
82歳	0.1	△ 0.1	0.0	△ 0.0	0.1	0.3	0.1
83歳	0.1	△ 0.1	0.0	△ 0.0	△ 0.2	0.3	0.1
84歳	0.1	△ 0.1	△ 0.1	0.0	△ 0.1	0.2	0.1
85歳	0.0	△ 0.0	0.1	0.0	0.1	0.3	0.1
86歳	0.0	△ 0.1	△ 0.2	△ 0.1	△ 0.3	0.2	0.1
87歳	△ 0.1	△ 0.0	△ 0.1	△ 0.1	△ 0.2	0.2	0.1
88歳	0.0	△ 0.0	△ 0.1	△ 0.2	△ 1.4	0.2	0.2
89歳	△ 0.1	△ 0.1	0.1	△ 0.0	△ 0.6	0.2	0.2

注1 年齢は、各コーホートの平成19年度末における年齢である。

注2 厚生年金の平均年金月額は基礎年金分を含み、国共済、地共済、私学共済の平均年金月額は基礎年金分を含んでいない。